

佐賀市教育委員会規則 第14号

佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則（平成17年佐賀市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の2条を加える。

（学校運営支援室等）

第37条の2 学校事務を共同で実施することにより、事務の効率化を図り、及び学校運営に関する支援を行うため、その共同実施組織として学校運営支援室を置く。

2 学校運営支援室に室長を置く。

3 学校運営支援室の組織、運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第37条の3 学校運営支援室の支援及び指導を行うため、複数の学校運営支援室ごとに共同実施主任を置くことができる。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>第5章 分掌組織等 (職員会議) 第35条 省略</p> <p>(各種委員会等) 第36条 省略</p> <p>(学校評議員) 第37条 学校に学校評議員を置くことができる。 省略</p> <p>(校務分掌) 第38条 校長は、調和の取れた学校運営を行うためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする</p>	<p>第5章 分掌組織等 (職員会議) 第35条 省略</p> <p>(各種委員会等) 第36条 省略</p> <p>(学校評議員) 第37条 学校に学校評議員を置くことができる。 省略</p> <p><u>(学校運営支援室等)</u> <u>第37条の2 学校事務を共同で実施することにより、事務の効率化を図り、及び学校運営に関する支援を行うため、その共同実施組織として学校運営支援室を置く。</u> <u>2 学校運営支援室に室長を置く。</u> <u>3 学校運営支援室の組織、運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u> <u>第37条の3 学校運営支援室の支援及び指導を行うため、複数の学校運営支援室ごとに共同実施主任を置くことができる。</u></p> <p>(校務分掌) 第38条 校長は、調和の取れた学校運営を行うためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする</p>